

第27期 (2022年3月期)

決 算 公 告

(2021年 4月 1日 から
2022年 3月 31日 まで)

東京都目黒区三田一丁目6番21号

IHミートソリューション株式会社

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,356,244	流動負債	2,441,457
現金及び預金	3,312	買掛金	1,351,642
売掛金	1,958,016	未払費用	39,143
原材料	349,691	賞与引当金	134,556
貯蔵品	34,237	役員賞与引当金	7,656
前払費用	1,888	未払金	209,170
未収金	9,080	未払法人税等	9,196
仮払金	18	未払消費税等	2,055
		預り金	5,379
		関係会社預り金	682,657
固定資産	688,761	固定負債	304,410
有形固定資産	524,564	退職給付引当金	62,423
建物	392,281	特定従業員退職給付引当金	13,865
構築物	17,899	資産除去債務	228,121
機械装置	112,125		
車輛運搬具	0		
工具器具備品	2,258		
無形固定資産	3,592	負債合計	2,745,868
借地権	1,000		
電話加入権	1,352	純資産の部	
水道施設利用権	1,239	株主資本	299,138
投資その他の資産	160,604	資本金	80,000
長期前払費用	1,158	資本剰余金	110,000
前払年金費用	97,481	資本準備金	-
繰延税金資産	15,159	その他資本剰余金	110,000
差入保証金	46,800	利益剰余金	109,138
長期未収金	3	利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	89,138
		固定資産圧縮積立金	-
		別途積立金	-
		繰越利益剰余金	89,138
		評価・換算差額等	-
		その他有価証券評価差額金	-
		繰延ヘッジ損益	-
		純資産合計	299,138
資産合計	3,045,006	負債・純資産合計	3,045,006

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

注記事項

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

商品及び製品 先入先出法による原価法
(ただし、販売用食肉は、月別移動平均法による原価法)

仕掛品、原材料及び貯蔵品 月別移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(12年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当事業年度末における合理的な見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、商品又は製品の出荷時点において充足されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。国外への販売については、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 連結納税制度の適用

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社は、連結納税制度を適用しており、当社は、その連結子法人となっております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算税制へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当期純損益金額

当期純利益 89,102千円

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。